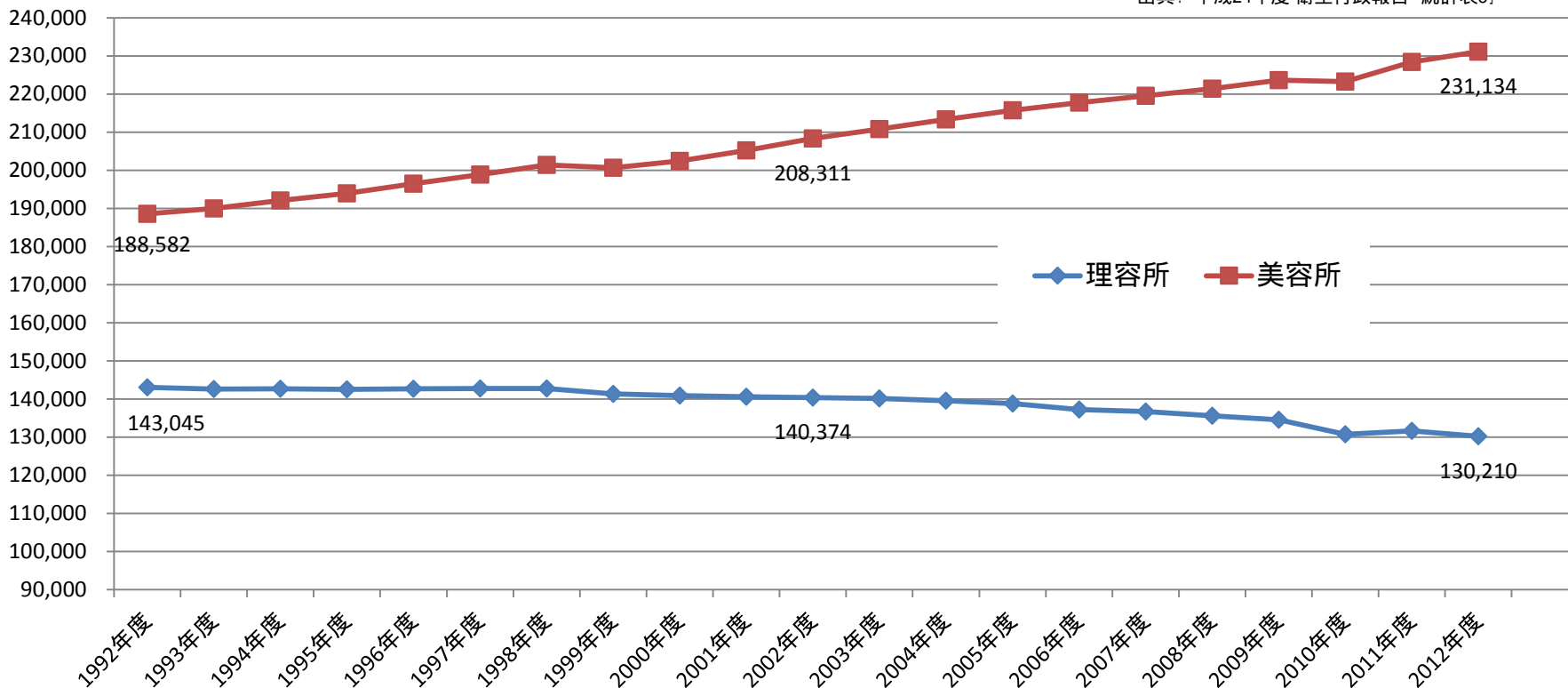


全国の理容所数と美容所数



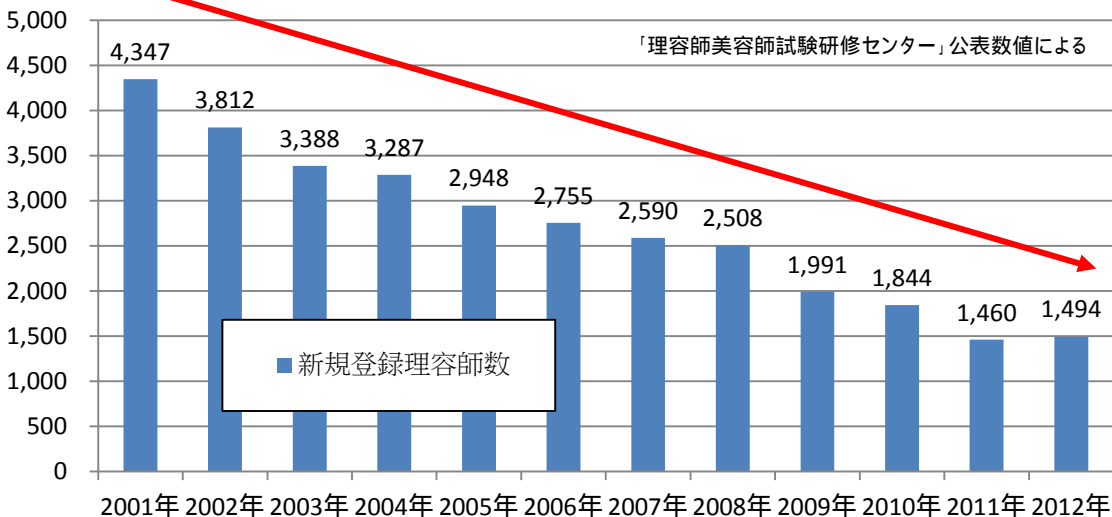
出典：「平成24年度 衛生行政報告 統計表8」



ここ10年間で 理容所は 10,164 減少、美容所は 22,823 増加。

理容所は、1986年をピークに減少傾向が続いております。後継者がおらず閉鎖をする個人店もあとを絶たしません。美容所は、引き続き増加傾向にありますが、廃業届の不徹底や、業態の多様化、つまりヘアサロンだけでなく、ネイルサロン、アイビューティ（まつ毛・まゆ毛）店舗の台頭も数値に影響しています。店舗当たりの従業者数は、2.1人という数値から小規模経営の店舗が多いことがうかがえます。

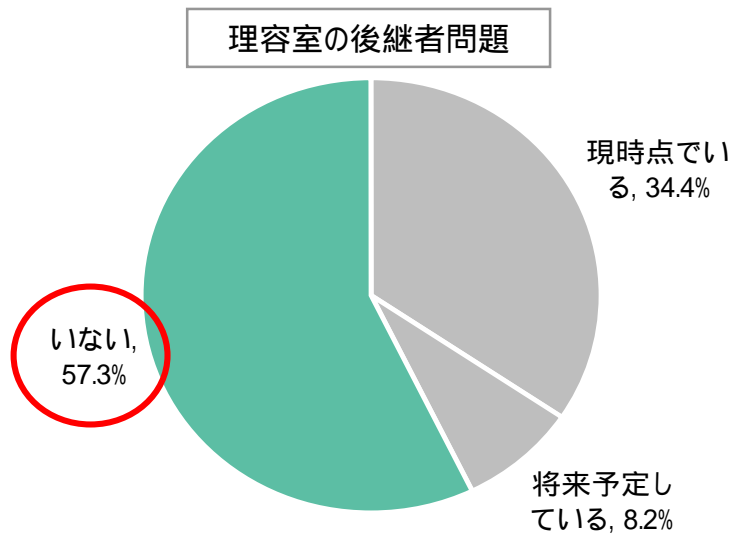
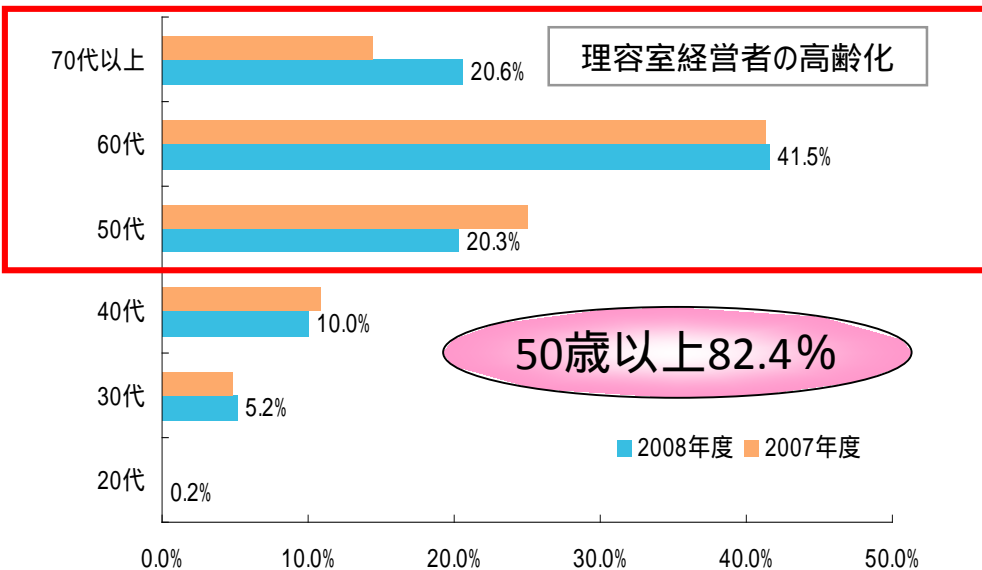
全国の理容師数と高齢化問題



理容師の新規登録者は、2001年度4,347人、以降年々減少し、2009年度以降は2,000人を割り込んでいます。

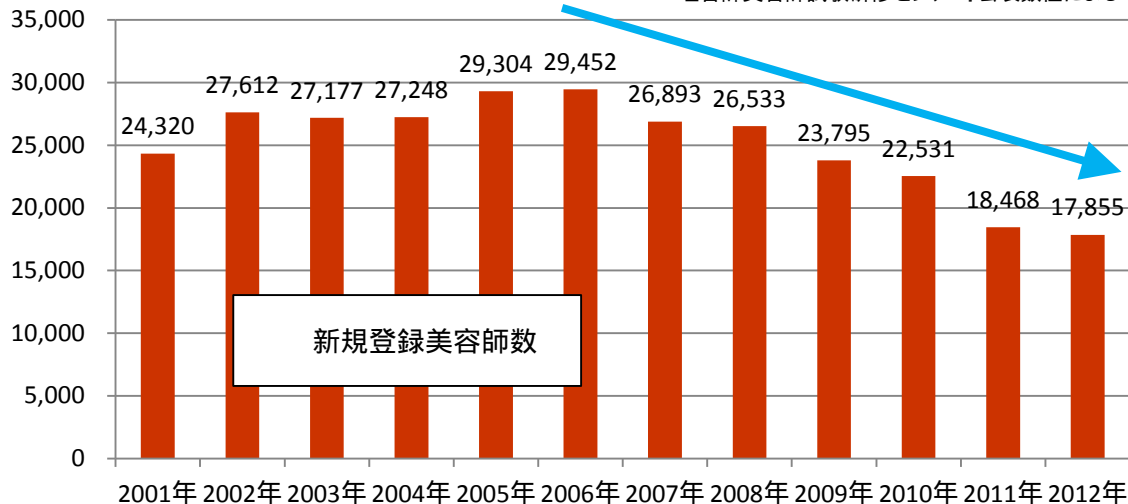
また、理容所数の減少により、理容師の総従業者数も2011年以降は減少に転じています。

理容室経営者の高齢化が進むとともに、**後継者がいない**理容室は過半数となり、理容所数の減少に歯止めがかからない状況です。



全国的美容師数と理美容師の年収

「理容師美容師試験研修センター」公表数値による



美容師の新規登録者は、2006年の29,452人をピークに減少傾向にあり、2011年以降は20,000人を割り込んでいます。

廃業届の不徹底により、実数よりは多く数えられているが、業態の多様化に伴い、ヘアスタイリストだけでなく、ネイリスト、アイリストといった職種就業者も増えています。

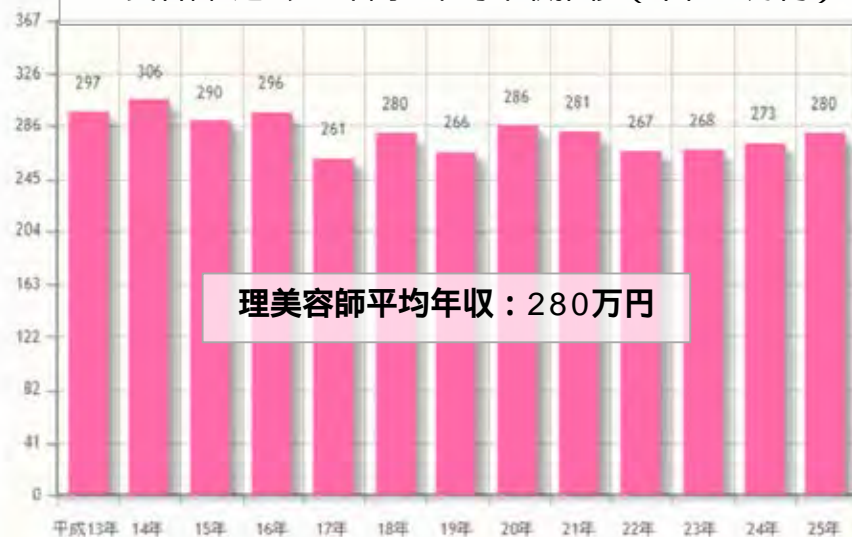
参考

この背景には、美容専門学校が2年制となり、授業内容が国家試験対策のみならず、美容に関する幅広い知識・技術へと広がりをもせたことにより、入学目的やその後の進路も多様化が進み、それにより商業化が進んだことがあげられます。

専門学校費用は、通学過程2年で200万～300万円、通信課程3年で100万～150万円。

しかも、国家資格者であるにもかかわらず、理美容師の年収は、全産業平均に比べると低い水準で推移しています。

理美容師 過去13年間の平均年収推移（単位：万円）



平成25年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

海外のシェル型店舗と年間来店客数推移



シンガポール
チャンギ国際空港の出店例



シンガポール
ショッピングセンターの出店例

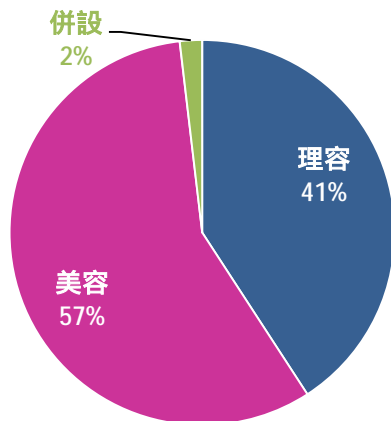


參考資料

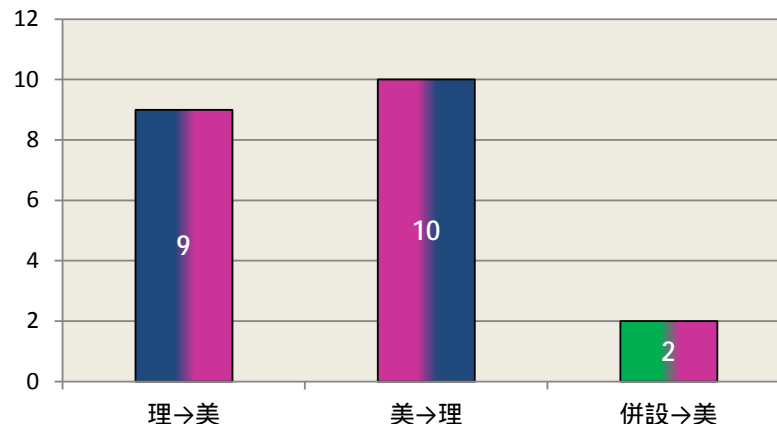
QBハウスの理容所・美容所登録状況



店舗形態
(全国/2014年6月現在)



理美登録の変更件数
(全国/2013年7月～2014年6月)



QBハウス店舗の登録内訳として、
2014年6月現在、理容所41%、美容所57%、理美併設店舗2%となっています。

理容所・美容所を新規オープンする際には、それぞれ開設届（申請）が必要です。
理容所から美容所（美容所から理容所）に変更する際には、新たに開設届の提出、申請費用、立会い検査、および理（美）容所の廃止届等の手続きが必要となります。
ただし、**衛生上や構造上の変更・工事は一切なく、あくまで書類上の手続きのみ**となります。つまり、昨日まで理容所であった店舗が、書類手続きだけで今日から美容所として使える、という現実があるということです。サービス内容によっては、**物理的に理容所兼美容所は可能**ということです。

理・美容免許取得には、専門学校（3年・通信制）費用で約100万円かかりますが、弊社ではすでに管理職数名が**理美両方の免許取得のために就学・受験**をしております。

QBハウス山手線内エリアの店舗登録状況



2014年11月より、
理美併設店舗→美容所登録へ



美容師は美容所登録店舗、理容師は理容所登録店舗でしか、勤務は認められておりません。よって、例えば美容所登録の店舗で欠員があった場合に理容登録の店舗からの応援ができないため、カット席を稼働させられず、お客さまの待ち時間を増やしてしまうこととなり、結果的に機会損失につながります。 **生産性の悪化**

理容美容併設店舗について



昭和23年12月8日の通達、
「理容の施設と美容の施設とはそれぞれ別個に設けなければならない。」
という内容により、

理容美容併設店舗では、
理容区画と美容区画の間に
仕切り壁を設置しなくては
ならないと解釈しています。



仕切り壁の向こう側とこちら側で、施術内容が同じ、（衛生上の）講ずべき措置も同じ、設備・備品も同じであるにも関わらず、ということです。

参考資料 その他

その他、要望事項

洗髪設備設置義務化の実態の矛盾を
ご認識いただき、義務化を緩和していただ
きたい。

使用することのない設備（不要な設備）に資する
費用を、人材確保・教育研修・労働環境改善に
向けて有効に活用したいと考えます。